

# 保健福祉課からのお知らせ



## ○重度心身障害児者医療費受給者証の更新について

重度心身障害児者医療費受給者証の有効期限は7月末日となっております。  
7月上旬に更新申請書を受給者の方にお送りしますので、7月中に更新の手続きを行ってください。

## ○重度心身障害者福祉手当の認定申請について

重度心身障害者福祉手当の認定期間は7月までとなっております。  
引き続き受給される方は、手続きが必要になります。現在受給中の方には、申請書をお送りしますので、7月中に認定申請を行ってください。

また新たに認定要件に該当すると思われる方は、お問い合わせください。

### 認定要件

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ・在宅で年収120万円未満の方(18歳以上)

## ○障害のある65歳～74歳の方へ

～長寿医療(後期高齢医療)への加入を選択できます～

「65歳以上で一定の障害がある方」は、長寿医療(後期高齢者医療)制度に加入することができます。

加入を希望される方は、申請が必要です。



以下の方は一定の障害があると認められます。

- ◆ 障害年金1級・2級を受けている方
- ◆ 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ◆ 身体障害者手帳4級をお持ちの方のうち、音声・言語、下肢機能障害の一部などの障害による手帳をお持ちの方
- ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
- ◆ 精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

# 後期高齢者医療制度の被保険者証の色が、『うすい緑色』から『みず色』に変わります

平成27年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証(以下、「保険証」という。)を更新いたします。  
新しい保険証は「みず色」です。7月中旬頃から配布もしくは郵送する予定となっております。

## 今回お届けする『みず色』の保険証は7月1日から使用できます。

★それが届くまでは現在お持ちの保険証「うすい緑色」をご使用ください。

### 現在お持ちの保険証「うすい緑色」について

新しい保険証「みず色」がお手元に届き次第、「うすい緑色」の保険証は、保健福祉課、もしくは中津・美山支所にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意くださいのうえ、処分してください。

※平成27年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください(住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります)。  
(例)今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合「3割(平成27年7月31日までは1割)」と表示されます。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041



# 子育て世帯臨時特例給付金の申請を忘れずに

## 支給要件

- 支給対象者** 平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。  
※特例給付(児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。  
※児童手当の認定請求を忘れる等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。
- 対象児童** 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
- 支給額** 対象児童1人につき3,000円
- 基準日** 平成27年5月31日



## 申請方法

- 申請先** 日高川町役場住民課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口  
平成27年6月分の児童手当を日高川町から受給される方が対象です。  
※上記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、日高川町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。  
※公務員の方は、基準日(平成27年5月31日)時点で住民票が日高川町にある方が対象です(勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください)。
- 申請期間** 6月10日(水)～9月30日(水)
- 提出書類** 申請書(児童手当の現況届とあわせて郵送します)

■お問合せ 申請方法に関するお問合せ 日高川町役場「子育て世帯臨時特例給付金」窓口 ☎22-1701  
制度に関するお問合せ 厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192

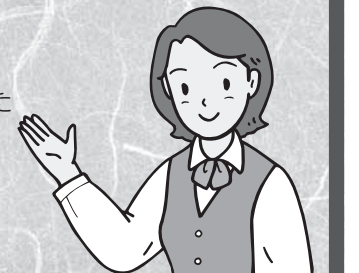
「子育て世帯臨時特例給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わずお住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話【#9110】)にご連絡ください。

# 第10回 特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時の遺族で平成27年4月1日現在、  
恩給や遺族年金などを受けている遺族がいない場合、特別弔慰金を支給します。

- 支給対象** (1)平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方  
(2)戦没者等の子  
(3)戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。  
(4)上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
- 支給内容** 額面25万円の5年償還の記名国債
- 請求期限** 平成30年4月2日まで



■請求先・お問合せ 住民課 ☎22-1701 中津地域振興課 ☎54-0321 美山地域振興課 ☎56-0321